

被告の福祉支援へ傍聴

高齢・障害者抱える困難分析

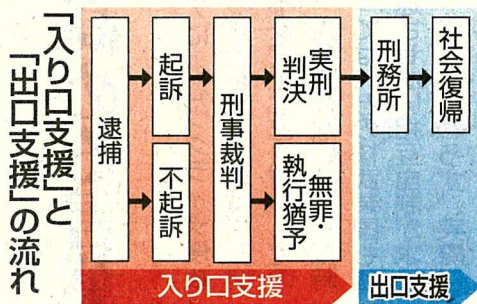
刑事裁判の被告となった障害者や高齢者のうち、福祉的な支援を必要とする人がどの程度いるのかを明らかにしようと、日本福祉大の藤原正範・研究フェロー(司法福祉)らの研究グループが調査を始めた。名古屋地裁での刑事裁判を傍聴し、被告がどのような困難を抱え、犯罪に至ったのかを分析する。

(角雄記)

高齢受刑者の増加や再犯率の高まりを背景に、国は近年、被告や刑務所の出所者らの社会復帰支援に力を入れている。ただ、支援が必要な人たちの割合や実態は十分に明らかになっておらず、調査結果をこれらの支援に生かしてもらう狙いがある。

調査は研修を受けた調査員が担う。初公判から判決までのやりとりを傍聴し、検察が読み上げる冒頭陳述の身上経歴や被告人質問のやりとりなどから、障害者に該当するかや被告の年代、犯行時の仕事の有無などを記録。法廷での被告の

名地裁公判で日福大研究班



「入り口支援」と「出口支援」の流れ

発言も書き留める。

名古屋地裁は大学に近く、規模も大きいことから調査対象とした。比較的軽い罪で被告が起訴内容を認めているケースが多く、裁判官が一人で裁く「単独事

件」を対象に、二〇二三年度末までに計百件の調査を度いると見込まれる。刑事

目指す。科学研究費補助金(科研費)を受けて行う。藤原さんは「福祉の支援があれば、社会内で安定して生活できる被告も相当程度いる」と意義を強調する。

社会復帰へ早期関わり模索

罪を犯した人たちの社会復帰に向けた支援の取り組みには、刑務所の出所者つに対する「出口支援」と、その手前の被疑者や被告の段階での「入り口支援」の二種類がある。より早い段階での関わりが本人の立ち直りや再犯防止に資するとの考えから、司法の現場では軽微な犯罪を念頭に、懲罰から支援への転換が模索されている。

出口支援では、出所者が必要な福祉サービスが受けられるように手助けする「地域生活定着支援センター」が全国で都道府県ごとに設けられるなど、一定の仕組みが整っている。一方、入り口支援では、社会福祉士や精神保健福祉士ら福祉専門職の関与が積極的な地域があるもの、取り組みには温度差がある。入り口支援の一つで、福祉専門職

軽微な犯罪 懲罰から転換

が刑事裁判に関与する事例には、被告の成育歴や生活状況などを踏まえた「更生支援計画」の策定が挙げられる。

例えば、被告に軽度な知的障害があり、経済的に困窮して事件を起こしたケースであれば、弁護人の依頼を受けた福祉専門職が療育手帳の取得や、本人の特性に理解のある就労先の確保などの調整を支援計画にまとめる。計画は裁判所に提出され、裁判官が判決を決める際の判断材料にする。

国も二〇二二年度から、入り口支援を開始。地域生活定着支援センターを通じ、不起訴や執行猶予となった高齢者や障害者が速やかに福祉サービスを受けられるよう、被疑者や被告段階での面会や関係機関との調整を担っている。